

基安労発 0808 第 4 号  
令和 7 年 8 月 8 日

国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長 殿  
国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

### 下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 8 月 2 日に埼玉県内の下水道管路点検・清掃作業において、硫化水素中毒が原因と考えられる災害により、4 名が死亡するという重大な災害が発生しました。

現在、原因等の詳しい状況については調査中ですが、過去においても下水道管路等内作業における硫化水素中毒による災害が発生しております。

下水道管路等内作業に限らず、職場における労働者の健康と安全の確保は最優先していただかべきものです。については、過去の硫化水素中毒災害の発生状況も踏まえ、同様の作業を発注する場合は、改めて、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）に定められた事項等に留意し、作業者の安全を確保するよう、委託事業者への発注の際に配慮いただくよう、地方公共団体の関係部局に対して周知をお願いいたします。

なお、別添のとおり公益社団法人日本下水道管路管理業協会に対して適切な措置を講じられるよう周知しているので併せて了知いただきますようお願いいたします。